

令和3年度当初予算における引上げ分の地方消費税収の市町村交付金(社会保障財源化分)が  
 充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 146,300 千円  
 ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,344,039 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					備考	
		特定財源			一般財源			
		国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税(社会保 障財源化分の市 町村交付金)	その他		
社会福祉	社会福祉総務費	86,841	4,389	23,200		6,248	53,004	
	障害者福祉費	610,464	413,915	1,500		20,566	174,483	
	福祉医療給付費	156,950	70,475			9,118	77,357	
	老人福祉費	106,663	55	1,500	12,000	9,817	83,291	
	児童福祉総務費	242,347	141,285			10,656	90,406	
	児童措置費	143,350	121,127			2,343	19,880	
	児童館費	1,280				135	1,145	
	保育園費	51,965	1,895		66	5,273	44,731	
社会保険	国民健康保険費	159,370	74,836			8,913	75,621	
	介護保険費	437,765	32,571			42,725	362,469	
	後期高齢者医療費	343,192	57,286			30,146	255,760	
保健衛生	予防費	413	133			30	250	
	母子保健費	3,439	309			330	2,800	
合計	2,344,039	918,276	26,200	12,066	146,300	1,241,197		

・引上げ分の消費税収(市町村交付金を含む)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

※「**社会保障4経費**」とは、制度として確立された「年金」「医療」及び「介護」の社会保障給付、並びに「少子化に対処するための施策に要する経費」をいう。

※「**社会保障施策**」とは、・社会福祉・社会保険・保健衛生のいずれかに関する経費をいう。